大田区環境清掃部

令和５年４月１日

一般廃棄物処分業の許可に関する大田区の基本方針

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）第７条第６項に基づく一般廃棄物処分業の許可に関する大田区の方針を次のとおり定める。

１．基本的考え方

一般廃棄物処分業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の処理が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

２．一般廃棄物処分業の新規許可処分について

一般廃棄物処分業については、現行の処理体制で事業系一般廃棄物の適正処理が確保されていることから、一般廃棄物処分業の実施を新規に計画している者については、以下の事項を満たす場合かつ、当該業で予定している処理品目の処分にあたり、真に一般廃棄物処分業の許可を要すると区が判断した場合に限り、新規許可処分を行うものとする。

1. 公衆衛生の保持及び生活環境の保全に資すること。
2. 区による一般廃棄物の処分が困難であること。
3. 区の一般廃棄物処理計画に適合していること。

なお、法第7条第6項及び法施行規則第2条の３の規定により、一般廃棄物処分業の許可を要しない者に対しては、新規許可処分は行わない。

【その他】

大田区廃棄物の減量及び適正処理に関する規則第49条第２号、一般廃棄物処理業許可取扱要綱第11条の規定による試験は、上記２前段の該当者がいる場合に該当者のみを対象として実施する。